

石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号)第 31 条第 1 項の規定に基づき、  
愛知県石油コンビナート等防災計画を次のように修正した。

平成 18 年 2 月 24 日

愛知県石油コンビナート等防災本部長  
愛知県知事 神 田 真 秋

- 1 修正の目的  
石油コンビナート等特別防災区域における総合的な防災対策の推進を図る。
- 2 修正年月日  
平成 18 年 2 月 10 日
- 3 修正の要旨
  - (1) 総論編
    - ア 第 1 章 総則
      - (ア) 渥美町と田原市との合併に伴う所要の修正を行う。
      - (イ) 特定事業所の変更(東邦理化学株式会社空見製造所の承継)に伴う修正を行う。
      - (ウ) 特定事業所の指定、廃止及び名称の変更に伴う修正を行う。
      - (エ) 経済産業省原子力安全・保安院の組織改正(中部近畿保安監督部の設置)に伴う中部経済産業局の業務の修正を行う。
    - イ 第 2 章 災害の基本想定  
渥美町と田原市との合併に伴う所要の修正を行う。
    - ウ 第 3 章 防災体制及び組織
      - (ア) 経済産業省原子力安全・保安院の組織改正に伴う修正を行う。
      - (イ) 渥美町と田原市との合併に伴う所要の修正を行う。
    - エ 第 4 章 災害予防対策  
中部国際空港の開港に伴う修正を行う。
    - オ 第 5 章 通報及び情報の伝達
      - (ア) 経済産業省原子力安全・保安院及び第四管区海上保安本部の組織改正(常滑海上保安署の設置)に伴う修正を行う。
      - (イ) 異常現象の通報系統図における名古屋地方気象台への伝達ルートを確認するための修正を行う。
    - カ 第 6 章 災害応急対策
      - (ア) 経済産業省原子力安全・保安院の組織改正に伴う修正を行う。
      - (イ) 東海環状自動車道、名古屋瀬戸道路、知多横断道路及び中部国際空港連絡道路の開業に伴う修正を行う。
      - (ウ) 交通規制路線の起点及び終点の変更に伴う修正を行う。
    - キ 第 7 章 地震災害に対する対策及び措置
      - (ア) 経済産業省原子力安全・保安院の組織改正に伴う修正を行う。
      - (イ) 渥美町と田原市との合併に伴う所要の修正を行う。
      - (ウ) 地震発生に伴う措置について他の防災計画と用語を統一するための修正を行う。
  - (2) 地域編
    - ア 国、市町村、事業所等の組織改正に伴う修正を行う。
    - イ 特定事業所の指定、廃止及び名称等の変更に伴う修正を行う。
    - ウ 異常現象の通報系統図における名古屋地方気象台への伝達ルートを確認するための修正を行う。
    - エ 防災要員及び防災資機材の保有状況の変更に伴う修正を行う。
    - オ 渥美町と田原市との合併に伴う所要の修正を行う。